



機関誌つばさ

【発行元】

認定NPO法人 よこはま成年後見つばさ

〒240-0066

横浜市保土ヶ谷区釜台町5番5号 ルネ上星川5-202

TEL&FAX 045-744-5600

E-mail: info@yokohama-tubasa.org

https://www.yokohama-tubasa.org



目次

- ・最近の法人の動き①……………P.1
- ・特集号「後見支援預金」って?……………P.2~3
- ・最近の法人の動き②, 「つばさのたから物箱」…P.4

ANNIVERSARY

1. 「つばさ創立10周年記念事業」 取り組み中！

今年10月12日に法人成立10周年を迎えるため、10周年記念事業実行委員会を中心に、記念事業に取り組んでいます。

また、「かながわ生き生き市民財団」からも助成金を受け取ることが出来、着々と準備しています。

現在の進行状況と今後の予定をお知らせします。

1. 記念誌…12月発行予定で、ほぼ原案が固まりつつあります。
2. 記念品…関係者等向けに、法人後見のPR版として用意しています。
3. 資料集…『つばさ10年物語』の10年の記録集として発行します。
4. 記念講演会…メイン講師を、神田織音さんに依頼し、承諾済みです。2022年6月の土・日に開催予定。150人規模で会場は未定です。



折り鶴で文字を形作った「記念誌」の表紙。ご協力いただいた方、ありがとうございました。

2. 「法人支援専門員養成研修」 （「後見つぼみ」共催）開講

9月7日に、今年度第1回目の養成研修が開講しました。参加者は12名で、今年度も「後見つぼみ」と共催で行います。コロナ禍の関係もあり人数を制限しリモートでの開催を取り入れました。

12月14日に終了しますが、新たな法人後見の担い手が増えることに期待します。

3. つばさの「法人後見自己評価」を 日総研が注目！

2019年度に取り組んだ「法人後見自己評価」に注目した「一般社団法人日本総合研究所」から、法人へのヒアリング調査依頼がありました。

10月21日（木）にリモートでヒアリングが行われました。厚生労働省の委託事業の一環でもあるので、厚生労働省の専門官も参加しました。

「後見支援預金」って？

最近、家裁への報酬申立をすると、財産のある人については審判書と共に、「後見制度支援信託」の利用を勧める事例がいくつも出てきており、その中でも「後見支援預金」の利用の事例が増えています。

家裁のこの傾向については、事務が煩雑になると共に財産的な影響も予想され、他の法人後見団体も注目視しています。そこで、「後見支援預金」について概略を説明します。後見制度の一つとして参考にしてください。

ご本人の財産を守る制度
なんだね



「後見制度支援信託」とは

後見制度による支援を受ける方（ご本人）の財産のうち、日常的な支払をするのに必要十分な金銭を預貯金として後見人が管理し、通常使用しない金銭を信託銀行等に信託する仕組みのことです。（[後見制度支援信託について | 裁判所 \(courts.go.jp\)](#)）

「後見支援預金」とは

「後見制度支援信託」に並立・代替する金融商品名です。「後見制度支援信託」と同様に、後見人による不正行為を未然に防止し、ご本人の財産が適切に管理・利用されるような仕組みが導入された金融商品を言います。

Q. 対象となる被後見人は？

成年後見が
対象なんだね



A. 家裁は「後見事務に問題がない場合でも多額の財産を有する人」としてはいますが、法人の事例からは、資産額が1,200万円以上の方が対象になっています。成年後見が対象で、保佐、補助及び任意後見は利用できません。

Q. どのように利用するのですか？



A. ご本人の預貯金のうち、日常的な支払をするのに必要十分な金銭は後見人が管理し、残りの通常使わない金銭は「後見支援預金」として家裁の指示書に基づき、後見人が選んだ銀行の別口座で管理します。「後見支援預金」に預入や出金はできますが、その都度家裁の指示書が必要となります。また「後見支援預金」から後見人管理口座に定期的を送金することもできます。

Q. 「後見支援預金」を取り扱う銀行は？

A. 取り扱っている銀行は限られています（家裁が名簿提示）。銀行により取り扱いが異なることがありますので、どの銀行にするかをよく検討して決めます。



Q. 「後見制度支援信託」との違いは？

A. 「後見制度支援信託」は、弁護士や司法書士等の専門職後見人の関与することになっていますが、「後見支援預金」ではその必要はなく後見人で行います。そのため、専門職に係る費用はありませんが、家裁関係の事務は後見人が行うことになります。

◎2,000万円の財産がある、Aさんの「後見支援預金」を利用した例



○月○日、家裁からAさんの後見報酬審判書と一緒に『後見制度支援信託制度のご案内』とし、「後見制度支援信託」またはこれに並列・代替する金融商品による財産管理方法についての提案が届きました。

そこで、Aさんの財産管理について検討し、「後見制度支援信託」と並立・代替する商品である「後見支援預金」を選択し、取り扱うY銀行を選び、Aさんの1年間の収支で必要な金額の500万円を元の通帳に残し、1,500万円を支援預金とすることを家裁に申し出ました。

家裁から申し出の通りの指示書がきて、指示書を基にY銀行で「後見支援預金」の手続きをしました。

- ・その他、家裁との事務手続き等がいくつもありますが、詳細は省きます。さらに詳しく知りたい方は、当法人にお問い合わせください。



←「後見制度支援信託」についてのパンフレット。それぞれ参照してください。

- ①一般社団法人信託協会パンフレット
「後見制度をバックアップ・後見制度支援信託」
後見制度 パンフ 2019改訂 (shintaku-kyokai.or.jp)
- ②家庭裁判所パンフレット
「後見制度において利用する信託の概要」
H25sintaku.pdf (courts.go.jp)

1. 「計画相談室ウイング」が初めての横浜市の実地調査を受けました。

10月19日（火）「計画相談室ウイング」に事業所開設以来初めての横浜市の実地調査（事業所の運営体制や相談支援の内容等が適切に行われているかの調査）が入りました。

私たちの支援を振り返り、今後に向けて課題を整理するよい機会となりました。



計画相談を単独で行っているウイングは、横浜市の中では特異な存在ですが、だからこそできる丁寧な相談支援を行えるよう、利用者、事業者としっかり向き合っていきたいと思います。

2. 「成年後見システム」入力に助っ人！

6月から、後見ソフトの入力専任アルバイトを川村美智子さんをお願いしています。報酬事務が大変助かっています。

つばさ事務所にて、作業中の川村さん



3. つばさの駐車場は3番です。

これまでは、大家さんのご厚意で、駐車場の2番が空いている時に、使わせていただいております。8月から他の契約利用者が入ったため、使用できなくなりました。今後は3番が使用している場合は、来客用駐車場をご利用ください。

みなさんの作品
紹介コーナー

つばさの
たからもの箱

No.2

つばさ事務所のカウンターで、いつもお出迎えています。



つばさのメンバーによる手作りの力作、のぼり旗と卓上旗です。

のぼり旗は、黒川さんが中心となり、文字を切り抜き、メンバーたちが力を合わせてチクチク想いを込めてパッチワークしました。

卓上旗は、林田さんが手作りしてくれました。

行事や余暇支援活動の時に
出陣する大きい旗。高さ
200センチあります。



編集後記

もうすっかり秋らしくなり、事務所でも「寒いね」という声がちらほら聞かれるようになりました。皆さま、季節の変わり目ですので、体調に気をつけてお過ごしください。

(有園・川村・林・中和田)